資料１

平成２５年河南町規則第９号

河南町男女共同参画推進審議会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、河南町附属機関設置条例（平成２５年河南町条例第１号。以下「附属機関設置条例」という。）第３条の規定に基づき、河南町男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第２条　審議会は、町長の諮問に応じて、附属機関設置条例別表に掲げる当該担任事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項について調査、審議し、意見を述べるものとする。

(1) 男女共同参画推進計画に関すること。

(2) 町が実施する男女共同参画施策に関すること。

(3) その他男女共同参画の推進に関すること。

（組織）

第３条　審議会は、委員１５名以内で組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の１０分の４未満であってはならない。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 町議会議員

(2) 各種団体等の代表者

(3) 学識経験者

(4) その他、町長が適当と認める者

３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任することができる。

５　町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第３項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

（会長）

第４条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
３　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第６条　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報酬）

第７条　委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和３２年河南町条例第４９号）の定めるところによる。

（庶務）

第８条　審議会の庶務は、人権事務担当課において行う。

（委任）

第９条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

（会議の招集に係る特例）

２　この規則の施行及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の招集は、第５条第１項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。